

電力・ガス取引監視等委員会

第51回料金制度専門会合

1. 日時：令和5年12月20日（水） 16：32～17：50
2. 場所：オンラインにて開催
3. 出席者：山内座長、北本委員、圓尾委員、安念委員、大屋敷委員、梶川委員、川合委員、東條委員、華表委員、平瀬委員、松村委員
(オブザーバーについては、委員等名簿を御確認ください)

○鍋島NW事業監視課長 ただいまから、電力・ガス取引監視等委員会第51回料金制度専門会合を開催いたします。

私は、事務局・ネットワーク事業監視課長の鍋島です。よろしくお願いいたします。

委員及びオブザーバーの皆様方におかれましては、御多忙のところ御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本会合は、オンラインでの開催としております。なお、議事の模様はインターネットで同時中継を行っています。

本日、河野委員及び石井オブザーバーは御欠席、大屋敷委員は少し遅れて御参加、松村委員は17時頃から御参加の予定です。

加えて、オブザーバーについても御連絡いたします。本会合から各一般送配電事業者の託送供給等約款の変更認可申請の検証を行いますので、九州電力の田中オブザーバーにおかれましては、収入の見通しの変更承認申請の検証を実施した第48回及び第49回の会合と同様に、検証を行う間、本件議題に係るオブザーバーとして御参加いただかないことといたしました。なお、送配電網協議会の佐渡オブザーバーにおかれましては、各社から独立し、一般送配電事業者を代表する立場として引き続き御参加いただきます。

それでは、議事に入りたいと思います。以降の議事進行は山内座長にお願いしたく存じます。よろしくお願いいたします。

○山内座長 山内でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今日は、議題が2つです。1つは「託送供給等約款の変更認可申請について」であります。もう一つは、それに関係する「国民の声」の取扱いということになりますが、まずは1番目の議題から。これに関しては、まず事務局から説明を伺って、その後に各一般送配電事業者様からの今回の申請内容について御説明を伺うということにします。その後に自

由討議の時間を設けたいと思います。

それでは、まずは事務局から御説明をお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長　それでは、資料3について御説明いたします。

2ページ目ですけれども、託送供給等約款の変更認可申請についてです。収入の見直しにつきましては、11月24日付で経済産業大臣から各一般送配電事業者の収入の見通しの変更の承認がなされたところです。今般、各一般送配電事業者から、12月1日及び同5日付で経済産業大臣宛てに電気事業法第18条第1項に基づく託送供給等約款の変更認可申請がなされたところです。本年12月6日付で、経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会に意見を求められております。

3ページ目ですけれども、12月8日に本委員会のほうにおきまして、今般変更認可申請がなされた託送供給等約款のうち、発電側及び需要側への費用配賦、発電側課金単価等の設定、需要側託送料金のレートメイクについては、まずは料金制度専門会合にて審査を行い、その他の変更内容については、料金制度専門会合にも報告を行いつつ本委員会で審査を行うという方針となりました。

これを受けまして今回の料金制度専門会合におきましては、各事業者から申請された託送供給等約款について説明を聴取することとし、次回以降、対応が適切になされているかについての検証を行うこととしたいと考えております。

4ページ目は、2024年度から導入される予定の発電側課金についてです。現行の託送料金制度におきましては、送配電事業者は小売事業者から託送料金を申し受けますけれども、発電側課金の導入後は、小売事業者から約90%、発電事業者からは約10%の料金を申し受けると。総額は変わらないんですけれども、このように料金の流れが変わることになります。

5ページ目は、発電側課金の導入理由の1つ目であります。発電所新設に伴いまして送電線を増強する場合がございますが、その費用につきましては、大需要地からの送電距離や、あるいは既存の送電線の空き状況などによって変わり得るものであります。

電力コストの低減を図る上では、発電コストだけではなくて、発電コストと送電コストを合計した総コストの低減を図っていく必要があります。そういうことで、発電側課金を導入し立地に応じた割引制度を導入することによって、総合コストの低い地域に電源を立地していただくという意味での誘導を図ってまいりたいと考えております。今回申請があった発電側課金においても、こういう趣旨からの割引制度が盛り込まれております。

6 ページ目ですが、これは導入理由の2つ目ですけれども、現行の託送料金制度におきましては、再エネ電源などが導入されたときに地内系統を増強した場合、そのエリアの中の需要家が負担するということになります。発電側課金の導入後は、発電事業者を通じて、さらにその発電事業者が小売業者に転嫁して、電気を使っている需要家、それはほかのエリアの場合もありますけれども、そうした需要家に系統増強費用を負担いただくということで、エリア間の負担の平準化が図られるのではないかと考えております。

7 ページ目ですけれども、レベニューキャップ制度と発電側課金との関係でありますけれども、下の図であるところの収入の見通しのところまでは変わりません。そこから収入の見通しに係る費用を発電側課金のものと需要側託送料金のものに分けて、それぞれレートメイクをしていくことになります。

8 ページ目以降で託送料金の算定プロセスについて御説明していきます。

9 ページ目ですけれども、まず託送料金の算定プロセスにつきましては、一定のルールがございます。料金算定規則があります。今般、料金算定規則も改定いたしまして、発電側課金の導入に対応しております。この図で言いますと、ほぼほぼ従来のもので似ているわけですけれども、右側の黄色いところ、「発電側」と書いてありますが、こういうふうな費用を割り振ること。その後、発電側に課金したものについてkW課金とkWh課金を設定することなどが料金算定規則の中に盛り込まれております。

以降、10ページ以降で詳しく御説明してまいります。

11ページですが、費用配賦のプロセスについてです。大体この吹き出しで書いてあるような、①から⑤までの方法で費用配賦がなされています。発電側課金によって新たに導入されたプロセスは、④のプロセスになります。

参考2というスライドを付けておりますので、より詳しく御説明します。発電側課金におきましては対象回収費用が決まっております、それは上位系統、つまり基幹系統及び特別高圧系統に係る固定費の一部を回収するというようにしております。固定費の一部について発電側と需要側の対象kWで案分し、発電側課金に回す費用を特定することにしております。

ただ、ここで※で書いておりますけれども、調達期間内の既認定のFIT/FIPにつきましては、調達期間が終了してから発電側課金の対象となるというふうに整理されておきまして、発電側課金の負担には含めないこととしております。したがって、スライドの下部分でありますけれども、「含める」「含めない」と書いてありますが、調達期間

内の既認定F I T / F I Pの動きについては、引き続き需要側託送料金に配賦されるということになっております。

続きまして、少し参考資料を飛ばしまして17ページ以降です。需要側のレートメイクのプロセスです。

18ページですけれども、需要側のレートメイクのプロセスについては、発電側課金の費用を差し引いた後のプロセスになりますが、これは従前のプロセスと基本的に変わりません。需要側のレートメイクのプロセスというのは、算定規則の中に事細かにはいろいろ書いてはいないんですけれども、各社の実務としては、このページに掲げられている方法で料金が算定されております。

より具体的に言えば、19ページ以降でそれぞれ書いておりますけれども、低圧、要するに家庭向けの託送料金原価を動力原価、電灯原価ということで、お客様によって電気の使い方が、モーターを使うもの、あるいは明かりを使うものということで違いますけれども、託送料金もそうした種別がありますので、それぞれ原価を分けるというようなことをいたします。その際、従前は需要地近接性評価割引制度に係る割引分をここで調整するなどの処理を行っておりましたが、これについては発電側課金が導入されたので、そういう控除のような処理は行われないうことになります。

21ページはその後の流れですけれども、それぞれの需要種別、電圧別に応じてkW・kWhなど計画上算定されている数値がありますので、それを使いまして平均単価を出したり基本料金と従量料金に分けていったりしていきます。

22ページは、少し細かいんですけれども定額料金についてです。総費用については変わらないと。定額料金ですので従量料金がありませんけれども、負担感としては変わらない水準で設定するというようになっております。

23ページですけれども、いろいろ需要種別などと申し上げましたけれども、最終的には特別高圧、高圧、低圧ごとに、その中でもいろいろ臨時ということで、一時期だけ工事現場などで使うような料金のメニューを作ったり、あるいは先ほど申し上げたような低圧での電灯・動力料金を作ったりいろいろありますけれども、ここに掲げられているようなメニューを設定して、その単価を割り出していっています。いずれにしても、ここの各単価と想定需要を掛け合わせたものは収入の見通しの範囲内に収まることになります。

24ページ目ですけれども、ピークシフト割引という一種政策的な割引もあります。これは再エネの出力抑制の低減に向けた取組ということで、これは本年4月のレベニューキャ

ップの導入に合わせて、ピークシフト割引の割引対象時間帯の拡大を実施しております。出力抑制対策が重要になっている今日におきましても大事なことはありませんけれども、割引の内容については、今回の申請では見直しは行われていません。その理由としては、本年4月に導入されたばかりなので効果を評価中であるということでもあります。

25ページ以降は、発電側課金単価の設定のプロセスです。

26ページ以降で具体的に記載しておりますが、基本的にこれは、これまで制度設計専門会合のほうで議論されてきたものが省令に落とし込まれ、そして計算されていっているものです。まず最初に発電側課金なんですけれども、基本的には電源全てを課金対象とするというものではあるんですけれども、ただ家庭用の屋根置き太陽光のような系統側への逆潮が小さいものについては、当分の間、課金対象外とすると整理されております。

また、先ほど申し上げたとおり、既認定のFIT/FIPについては、調達期間が終了してから課金対象となります。新たに認定されるようなFIT/FIPについては、調達価格の算定において考慮されるという整理になっております。

発電側課金については、固定料金であるkW課金と従量課金のkWh課金の2つの方法で実施するとされております。原価は1対1で割るということも決まっております。また、揚水発電・蓄電池の取扱いも既に整理されておまして、他の電源との公平性の観点から、kWh課金については免除するというように整理されております。

27ページですが、さらに発電側課金の中の費用の配賦ですけれども、kW原価とkWh原価を1対1で按分いたします。先ほども費用配賦のところの説明しましたが、既認定FIT/FIPについては需要側託送料金で負担するという調整を行います。

さらにkW課金について割引制度を入れておりますが、その割引の原資については発電側で広く薄く均等配分して負担いただくということになりますので、エリア全体で見た割引相当額の総額が大きくなると、均等配分で負担いただく金額も大きくなります。

28ページですが、先ほどから申し上げているように、発電側課金には割引制度が入っております。具体的には割引A、割引Bという2種類の割引がありまして、基幹系統に与える影響に着目した割引A、特別高圧系統に与える影響に着目した割引Bというものがあります。

この内容については次回以降の会合でより詳しく説明していきますけれども、29ページ御覧いただきますと、割引Aについては、1つ目の➤ですけれども、電源を追加したときに基幹系統の送電線に流れる電気の流れがどのように変化するかを考えまして、追加的に

系統を増強しなければいけないと判断されたら割引にならないんですが、むしろ送電線に流れる電気の潮流が減るといような計算結果になった場合には割り引かれるということになります。

30ページですけれども、これは特別高圧系統ということで、先ほど申し上げている送電線よりは細い送電線になりますけれども、こちらの投資を効率化するという、ある電源については割引ということで、具体的に言うと、配電用変電所から上位系統に電気が流れていくかどうかとか、配電用変電所からさらに上の変電所に電気が流れていくかどうかといったようなところで判断していきます。

31ページ以降が、今回の一般送配電事業者からの申請内容になります。

32ページですけれども、まず電圧別の需要側託送料金の平均単価となります。改定率については軒並み△となっておりますけれども、これは発電側課金の形で課金される費用がありますので、その分を需要側託送料金から引きますとこういうふうになります。特別高圧の引下げ額のほうが大きくなっておりますけれども、これは見かけ上そうとなっております。発電側課金の導入に伴って、それぞれ30銭ないし40銭程度引下げが行われているわけなんですけれども、もともと特別高圧は託送料金のkWh単価が低いので、同じような引下げ幅であったとしても、改定率は大きく見える傾向があります。

このオレンジの中で「改定率（うち発電側課金影響）」と書いてありますが、発電側課金によってマイナスになっているものは、むしろこの小さい字のところであります。改定率との間で差分がありますが、これはなぜかという、一部改正においては期中調整で費用が上がっていることがありまして、その場合はマイナスの改定率が圧縮されます。逆に東京電力パワーグリッドなどでは期中調整でマイナスの期中調整が行われましたので、改定率のほうが増えていると。中国電力ネットワークも同様であります。ただ、電圧別にいろいろと経費の配分に違いがありますので、微妙に入り繰りのようなものはございます。

33ページですけれども、基本料金による回収比率です。具体的には次回検証しますけれども、発電側課金の導入に伴う引下げ原資は従量料金の引下げに充てられております。ということで、結果的に基本料金は変わってない、基本的にはあまり変わってないわけなんですけれども、基本料金からの回収率が高まるということになっております。この影響は、先ほど申し上げたような特別高圧の料金がもともと低いこともあって、特別高圧のほうが大きく数字が見える傾向にあります。

34ページですけれども、発電側課金の課金単価についてです。制度設計専門会合などで

お示しした数字よりは大きくなっていますが、これは見かけ上でして、一番上の行は割引制度による割引相当単価を上乗せしたものであります。そういうものを上乗せしない離島の料金なども2行目、3行目に書いてありますが、これはむしろ従前から制度設計専門会合などで示している数字に近いものと思います。

その下に割引の額がありますが、これは、割引が適用されるとこの分マイナスされるという意味での数字になっております。一番下の行にありますのは発電側課金のkW課金単価でありまして、kWh当たりの円ということで書かれております。上段のほうの数字は、全て月額kW単価であります。

35ページですけれども、今般、沖縄電力の申請内容について事務局においても精査しておりましたところ、不備が発見されました。まず、発電側課金の割引対象変電所につきましていろいろ精査していきますと、配電塔、変電塔というものが含まれておりました。配電塔、変電塔というのは小さな変電所でありまして、離島などで大きな電圧の送電線がないところで、比較的低い電圧の送電線から配電用の電線に変電する、電圧を下げるような設備です。これは発電側課金の割引対象には含めないという従前の整理があったのですが、沖縄電力において誤って入れていたということでして、これは訂正が必要かと考えております。

その他、次のページ以降にも書いてありますが、非常に細かな点ですけれども、数値の記載の間違いがございました。口数の間違い、下2桁が間違っていたとか、想定販売電力量の単位が間違っていましたとか、そういう間違いがありまして、これらにつきましては、35ページに戻りまして、沖縄電力において当該申請の内容について補正を行っていただくという必要があると思っております。まず本委員会に報告して、委員会から経済産業大臣のほうに意見回答をするということにしたいと考えております。ほかのものとは切り離して意見回答するという趣旨です。

続きまして、39ページ以降ですけれども、これは次回以降の審査における審査項目でありまして、ここに掲げてあるような料金が適切に算定されているかどうかというところについて検証を行っていきたいと考えております。沖縄電力の申請内容については、不備がないところについては審査が進められますけれども、不備があるところにつきましては、沖縄電力から補正申請いただいた後で本専門会合で審査を行いたいと考えております。

41ページ以降は関連する規定となります。

なお、前半で御説明しましたけれども、47ページ以下ですが、今回の託送供給等約款の

中には一般規定の変更が含まれております。一般規定の変更については、基本的には電取委の本委員会のほうで審査するものですが、先ほど御報告したとおり、本委員会ではこれらについても料金制度専門会合に報告するというように整理されたところです。ということで、内容を御紹介いたします。

48ページ目ですが、これは発電側課金の導入に係る規定の追加になります。発電側課金を払っていただくということや、支払いがなされていないときの対応、設備故障などで出力制御が行われているときの割引制度についての規定、発電者が同時最大受電電力を超えて発電した場合などの規定、不使用月において半額にする割引、これらは制度設計専門会合で従前から議論されていた内容を踏襲しております。

49ページですけれども、需要側託送料金における制限・中止割引の廃止についての規定が入っております。2024年度末をもって有効となる規定であります。これは従前、自然災害であるとかあるいは落雷であるとか、あるいは設備の保全による停電だとか、電気が届かないときには託送料金の基本料金の割引がありました。例えば1日30円とか、そういうふうな割引がございましたが、これについて2024年度末をもって当該割引を廃止するという規定になっております。これについては後ほど御説明します。

それから沖縄電力以外のところで、一次調整力の機能のみを有する電源の取扱い、各種計画における翌々日計画の追加、系統連系技術要件の変更、損失率の定期変更、これらは広域機関での技術的な検討を踏まえた変更になります。

50ページですが、先ほど申し上げた制限・中止時割引の廃止についてです。この制限・中止時割引自体は、適用される量、金額というのは極めてわずかではあるんですけれども、事務作業としては、割引制度を運用するに当たって大変な手間がかかるということであり、そうした算定業務の縮減が業務効率化につながり託送料金の低減に寄与するという一方で、この制度の廃止をしたいというのが一般送配電事業者からの申請内容になっております。ただ、今すぐ、来年4月からということではなく、1年間の経過措置を設けて廃止することにしております。

なお、一部の小売経過措置料金において、先般の改定時に議論がありましたけれども、最終需要家向けの制限・中止割引も一部のエリアでは既に廃止されております。ただ、逆に一部の小売事業者あるいは一部の経過措置料金では制限・中止割引を廃止されておられませんということもありますし、新電力の方への周知もありますということで、1年間の猶予を置くということにしております。

なお、自然災害などが発生したときはどうなるかということですが、この場合、災害救助法が適用される地域におきましては、特例認可というものを一般送配電事業者が出すことが通例となっておりまして、そうなりますと基本料金の免除、支払い期日の延長といった措置が適用されます。

51ページですけれども、これは接続検討の検討料、工事費負担金というものでして、あまりこれまでこうした場では御説明してきてはいなかったところではありますが、託送供給等約款の中に含まれております。これらについても事務局において確認しております。

まず、接続検討料は何かということですが、発電事業者が、特に太陽光の方、火力の方でもそうですが、系統につなぎたいという相談というか、検討を申し込んだときに、一般送配電事業者が申し受ける費用です。これが大体20万円＋税ということになっております。工事費負担金は、発電事業者もそうですし需要家もそうですが、電線につなぐための設備の費用を払うというものになっております。

52ページですが、このうち接続検討料、先ほど申し上げた20万円となっておりますが、これについて根拠を確認したところ、各社において標準的な業務量を改めて確認すると、大体9.0～12.5人/日になっていると。人件費などを掛け合わせると、大体20～28万円になっていますというお答えがありました。技術的に非常に難しいような検討になりますと、さらに業務量が多くなって高額になるというところではありますが、ただとりあえず最初に頂く費用としては20万円にしておりますということで、だから20万円なんですという説明でありました。

53ページは、どういう業務量になるかということを書いております。

54ページは、接続検討のときに一般送配電事業者が回答する内容でして、どんな工事になるかとか、所要工期とか、工事費負担金の概算とか、こういうことを一つ一つ詰めていくのが、一定の時間がかかるし人件費もかかるということでありました。

55ページですけれども、発電事業者のほうで負担していただく工事費負担金につきましては、実額、実費を申し受けますということになっております。他方で、じゃあ、この実費というのはどうやっているかということですが、特に規模が小さい工事の場合はテーブル単価というものを使っていますということで、ここでは関西電力送配電の例が掲げられておりますが、kW×〇百円というような形にしております。これについては定期的に見直しを行っているということでありました。

56ページですが、需要家の工事費負担金であります。基本的にはそういう需要家向けの

工事費負担金というものは減多にかからないんですけれども、下に掲げられているような、1,000m以上をその方のために線を引っ張って電気を供給する場合などについては、工事費負担金が発生するというものであります。これは御報告になります。

併せて、本日、参考資料3というものも添付しております。これにつきましては、以前の本会合におきまして、特に期中調整の議論のときに、消費者に分かりやすく資料を説明していくべきであるというような御指摘もありましたので、事務局において作成しているものであります。これにつきましては、既に電取委のホームページに掲載させていただいております。

10ページ辺りですけれども、審査中ということではありますが、大体のインパクト、全体の電気料金に対して発電側課金がどの程度のインパクトなのかということも分かりやすく示しております。

事務局からの説明は以上となります。

○山内座長 ありがとうございます。

それでは、次に、各社からの変更認可申請の内容について御説明を伺いたいと思います。時間の関係上、冒頭の音声確認とか挨拶は省略させていただいて結構でございますので、本論の説明をすぐに開始していただくようお願いいたします。

それでは、まず北海道電力ネットワークの細野様より御説明をお願いいたします。

○細野オブザーバー 北海道電力ネットワークの細野でございます。資料3-1に基づき、今回の託送約款の申請内容について、ポイントを絞って御説明いたします。

お手元の資料の1ページ目を御覧ください。今回の申請は、9月29日に変更承認申請を行い、11月24日に承認をいただいた収入の見通しに基づき、2024年度から実施される発電側課金制度を反映して託送料金を見直すものでございます。省令に則り、発電側と需要側へ費用配分をした結果、発電側の平均単価は64銭、需要側全体の平均単価は、現行単価から37銭値下げの6円52銭となりました。

2ページ目を御覧ください。発電側課金単価は、省令に基づき基本料金と電力量料金で回収する費用の割合が1対1となるように設定し、基本料金単価は110円、電力量料金単価は35銭となりました。また、送配電網の追加増強コストが小さい地域への電源立地インセンティブを付与するため、系統設備効率化割引を設定してございます。

3ページ目を御覧いただきたいと思います。3ページ目には割引対象の変電所等を掲載してございます。

続いて、4ページ目を御覧いただきたいと思います。電力需要が減少傾向の中、送配電関連費用の9割以上が固定的な費用でございます。現状は、その半分以上を電力量料金から頂いておりますが、事業計画に基づき再エネ導入拡大などの取組を着実に実施するためには、需要変動の影響を受けにくい収入構造にしていく必要があるとの考えの下、前回の申請と同様に、基本料金による料金回収率を高めることとしてございます。

次の5ページ目にはイメージ図を掲載してございます。期中調整による増額分につきましては、現行の基本料金回収率37.3%により基本料金と電力量料金に反映してございます。その上で、発電側課金による減額については、全て電力量料金より控除しているという構図でございます。

電圧別の料金単価は、4ページ左下の表のとおりでございます。基本料金単価を値上げし、電力量料金単価を値下げしてございます。また基本料金回収率については、右下の表のとおりでございます。

続いて、6ページ目を御覧いただきたいと思います。6ページ目とその次の7ページには、使用量ごとの改定影響を掲載してございます。

8ページを御覧いただきたいと思います。8ページは、その他の供給条件の見直しについて記載してございます。

次の9ページ以降につきましては、参考資料として費用配分プロセスや料金単価表を掲載しておりますけれども、説明は割愛させていただきます。

私からの説明は以上でございます。どうもありがとうございました。

○山内座長　ありがとうございました。

それでは、続いて、東北電力ネットワーク・坂本様から御説明お願いいたします。

○坂本オブザーバー　東北電力ネットワークの坂本でございます。それでは、資料3-2に沿いまして、弊社の託送供給等約款の変更認可申請の内容につきまして、ポイントを絞って御説明をさせていただきます。

1ページを御覧ください。今回、2024年度から発電側課金が導入されますこと、並びに11月24日に変更承認をいただきました収入の見通しを踏まえまして、託送料金の見直しを行いました。

下の図は、その概要をお示ししたものです。収入の見通しが年13億円の増加となり、発電側課金の導入により、発電側に年427億円の原価が配分されます。これによりまして需要側託送料金の平均単価は、現行と比べていずれの電圧でも減少しております。

3 ページを御覧ください。発電側託送料金につきましては、料金算定規則にのっとり需要側と発電側のkWの比率により原価を配分した上で、その原価を基本料金に関わる原価と電力量料金に関わる原価に1対1の比率で配分をしております。

5 ページを御覧ください。発電側託送料金を算定いたしました結果、基本料金及び電力量料金単価並びに系統設備効率化割引単価は、それぞれ下表のとおりとなっております。

7 ページを御覧ください。収入の見通しの変更及び発電側課金の導入を踏まえまして、需要側託送料金につきましても見直しをしております。今回の見直しに当たりましては、必要な投資費用の確保に向けて、より安定的に固定費を回収していくことなどを目的といたしまして、基本料金収入の割合を高める必要があると考えております。他方で昨今の物価高騰の影響を鑑みまして、低使用量の需要家の方々の御負担も考慮する必要があると認識しております。

これらを踏まえまして、基本料金単価を現行据え置きとし、収入の見通しの変更及び発電側課金による影響を電力量料金単価に反映しております。これによりまして、基本料金収入の割合を向上させております。

8 ページを御覧ください。今回の需要側託送料金の見直しによる影響の試算結果をお示ししております。使用量帯により改定率に差はありますものの、需要側託送料金は、お示しいたしましたいずれのケースにおいても値下げとなります。

以降のページの御説明は割愛をさせていただきます。

弊社からの説明は以上です。ありがとうございました。

○山内座長 どうもありがとうございました。

それでは、続いて、東京電力パワーグリッド・金子様から説明をお願いいたします。

○金子オブザーバー 東京電力パワーグリッドの金子でございます。

1 ページ目を御覧ください。このたび申請させていただきました託送供給等約款につきましては、発電側課金の導入及び先般御承認いただきました収入の見通しの変更を踏まえまして、発電側の料金単価の設定と需要側の料金単価の供給条件の見直しを行ってまいります。

2 ページ目を御覧ください。御承認いただきました収入の見通し、年当たり1兆4,703億円を、ルールに基づき発電側と需要側の各電圧に配分いたしまして、1kWh当たりの平均単価は、発電側50銭と設定させていただいております。需要側は、特別高圧2.05円、高圧3.78円、低圧8.58円と、現行に比べ5～15%程度の値下げとなっております。

3 ページ目を御覧ください。発電側の託送料金は、ルールに基づきまして、基本料金で回収する費用と電力量料金で回収する費用が等しくなるように料金単価を設定いたしました。また、効率的な送電線投資やより公平な費用負担とすることを目的に、系統設備効率化割引を設定してございます。この割引につきましては、右の表においては、どこにどれだけ割引があるのかをお示しできてございませんが、制度の開始までの間には、当社ホームページ上で御住所を入力いただくことで、どの割引区分が適用されるか表示されるよう準備を進めてございます。

4 ページ目を御覧ください。需要側の託送料金単価は、先ほど申し上げましたとおり各電圧とも値下げ方向でございますが、安定供給と再エネ導入促進、そして低廉な託送料金という3点を踏まえまして、電力量の推移に左右されない安定的な費用回収、そのためには基本料金による御負担比率を高めていくことが必要と考え、設定してございます。

5 ページ目を御覧ください。こうした考え方を踏まえまして、需要側の基本料金単価を据え置き、値下げ影響は電力量料金単価に反映してございます。

6 ページ目を御覧ください。発電側課金の導入に向け、契約や料金の名称、支払い方法等の規定を追加してございます。そのほか供給条件に関わる規定の見直しを行ってございます。

7 ページ目以降は参考になりますが、時間の関係上、説明は割愛させていただきます。

私からは以上です。

○山内座長 ありがとうございました。

それでは、続いて、中部電力パワーグリッド・清水様より御説明をお願いいたします。

○清水オブザーバー 中部電力パワーグリッドの清水です。申請内容について御説明いたします。

1 スライド目を御覧ください。左下の図に記載しておりますとおり、今般承認を受けました期中調整考慮後の想定収入は6,322億円。このうち、料金算定規則に従って発電側に切り出される原価は479億円となります。その右にありますように、このコストをそれぞれの想定kWhで割った単価はここにお示しのとおりで、発電側48銭、これにより需要側は7.6%低下するという結果になっております。

続きまして3スライド目をお願いいたします。発電側課金の内容でございますけれども、これもこの表にお示しのとおり、料金単価は、基本料金が80.42円、電力量料金が26銭。また割引単価も、ここにお示しのとおりですが、その右に参考として割引対象変電所の一

例があります。私どもの変電所は、エリアの中、基幹系、配電用合わせて全部で約1,000か所、割引区分ごとの割引の対象の変電所の箇所数でいけば、ここでお示しのとおり、例えばA-1であれば11.7%、B-2であれば約3割、そういう形になっております。

次の4スライド目をお願いします。これは、参考までに当社のエリアの割引の先ほどのA、Bの対象箇所をマップで可視化したものです。詳細、説明は省きますけれども、左側の基幹系で申し上げれば、割引がないエリアを黄色で示しておりますけれども、湾岸部の発電所の連系がたくさんあるところは、当然割引がなくなる形になります。右側の配電系の割引B、ここにプロットされているのは、1つ1つのドットが、私どもの約1,000近い配電の変電所のマッピングでございます。この中でB-1の割引が青、つまり割引の大きいところは都心部ということになります。

それでは、次のスライドをお願いいたします。こちらが需要側料金の説明です。基本料金単価を据え置いて、発電側料金単価の導入および期中調整の原価の変動分は電力量料金単価の引下げに反映いたしました。

次に、6スライド目をお願いします。ここも、これまで各社様の御説明にありましたとおり、固定費が非常に大きなウエートを占める費用構造の中で、電力量料金によってコストを回収しているウエートが高いものですから、今回も含めて基本料金の割合を徐々に高めるという対応をしておるということで、その結果、右側のグラフにありますように、この2024年度から、一番下、基本料金収入の割合は35%まで高まってきますが、まだまだこれは課題です。これからも高めていく取組をしていく必要があると考えております。

次に、7スライドを御覧ください。表にありますように供給条件を見直しておりますけれども、これは各社様と重複する内容で、同じ内容でありますので、説明は割愛させていただきます。

最後になりますけれども、今回の発電側課金制度の導入というのは、託送料金制度における非常に大きな転換点だと思っております。初めて発電者の皆様に直接託送料金を御負担いただくこととなります。この新たな制度を円滑に導入して適切に運用するために、発電者の皆様はじめ各ステークホルダーとしっかりコミュニケーションを図ってまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○山内座長 ありがとうございました。

それでは、続いて、北陸電力送配電・棚田様から御説明お願いしたいと思います。よろ

しくお願いいたします。

○棚田オブザーバー 北陸電力送配電の棚田でございます。当社の変更認可申請の概要につきまして、資料3-5に基づきまして御説明をいたします。

まず、1スライドを御覧ください。11月24日に承認いただきました収入の見通しは、期中調整を反映した結果、2024年からの4年間で平均1,483億円となりました。2024年度からの発電側課金制度の導入を踏まえ、この収入の見通しを発電側と需要側に区分して料金を設定いたします。また、その他の供給条件につきましても変更いたします。

2スライドにお進みください。まず発電側料金についてですが、基本料金と電力量料金の回収割合が1対1となるように設定しておりまして、基本料金はkW当たり93.47円、電力量料金はkWh当たり0.28円となりました。基本料金につきましては、系統への影響を考慮した割引を設定しており、割引エリアに該当する場合は、表に記載の金額を割り引きいたします。なお、割引エリアに関しましては、当社ホームページで公表しておるところでございます。

続いて、3スライドを御覧ください。需要側の託送料金について御説明をいたします。発電側課金制度の導入に伴い収入の見通しの一部を発電側料金で負担することから、需要側の託送料金は引下げとなります。設備の効率的な利用、電化促進などの観点や系統の維持・運用コストは固定費が大半であることなどを踏まえ、段階的に基本料金の収入比率を高めていくことが必要と考えております。今回は電力量料金を引き下げて料金を設定した結果、比率が4%程度向上しております。

次に、4スライドに低圧電灯モデルの影響を示しておりますが、今回の変更により、改定率は-5%程度となっております。また、電気の使用量の少ないお客様への影響を考慮し、今回は基本料金を据え置くこととしました。

最後に5スライドを御覧ください。その他の供給条件の見直しについてですが、これは各社と同様でございますので、説明は割愛させていただきます。

私からの説明は以上でございます。

○山内座長 ありがとうございます。

それでは、続いて、関西電力送電線・白銀様から御説明お願いいたします。

○白銀オブザーバー 関西送配電・白銀でございます。

資料、右肩2ページを御覧ください。今回、発電側課金導入に伴う供給条件の設定や、承認いただいた収入の見通しを踏まえた発電側課金及び需要側託送料金の見直しを行いま

した。

右肩3ページ、御覧ください。承認いただいた収入の見通し7,244億円を料金算定規則に基づき発電側と需要側に配分した結果、発電側の原価は647億円、全体の約9%となりました。需要側について電圧ごとに配分した結果、特別高圧は改定率で言いますと-14.8%、高圧は-10.5%、低圧は-4.6%となっております。

4ページ、御覧ください。発電側課金単価につきましては、料金算定規則に基づきまして、基本料金で回収する費用と電力量料金で回収する費用が等しくなるよう料金単価を設定いたしました。また、系統の投資効率化等が見込まれる地点に対しまして、表のとおり割引単価を設定しております。

5ページ、御覧ください。需要側託送料金につきましては、レベニューキャップ制度の趣旨を踏まえたネットワーク投資などの固定的な費用は、基本料金への反映を基本とすることで効率的な電気の利用を促し、ひいては低廉な託送料金の実現につながることを考慮いたしまして、今回発電側に配分される原価の減額分を電力量料金単価に反映するという事で、基本料金単価は据え置き、電力量料金単価を値下げといたしました。

6ページに需要側託送料金における各電圧ごとの改定額をお示ししております。

7ページですが、事務局の説明にもございましたとおり、供給条件の変更に伴う約款規定の見直しを行ってございます。

以降、詳細の参考資料につきましては説明を割愛させていただきます。

引き続き、安定供給はもとより、カーボンニュートラルの推進のための電力ネットワークの次世代化など社会的便益の達成に取り組んでまいります。

私からの説明は以上でございます。

○山内座長 ありがとうございます。

続いて、中国電力ネットワーク・長谷川様より御説明お願いいたします。

○長谷川オブザーバー 中国電力ネットワークの長谷川でございます。資料3-7について御説明いたします。

まず、2スライドを御覧ください。先般承認をいただきました期中調整後の収入の見通しは、左下図のとおり、年平均で2億円減少し3,152億円となりました。これを省令に従い発電側及び需要側に配分した結果、約6%、184億円が発電側の原価、残りの2,968億円が需要側の原価となりました。需要側では、いずれの需要種別におきましても、主に発電側原価を切り出した影響により平均単価が低下しております。

次に、3スライドです。こちら、省令に従いまして発電側の原価を基本料金分と電力量料金分に等しく配分した上で、発電側の託送料金単価を設定しました結果、下表のとおり、本土に適用する基本料金は1kW当たり85.02円、電力量料金はkWh当たり0.28円となりました。なお、離島につきましては基幹系統がございませんので、特別高圧系統の有無に応じて基本料金単価を設定しております。

また、系統の将来的な設備投資効率化効果等を踏まえた割引も、表のとおり設定しております。対象変電所や分布のイメージは、スライド9、10の参考資料に記載しておりますけれども、時間の関係上、説明は割愛いたします。

次に、4スライドを御覧ください。需要側託送料金の設定に当たりましては、本年4月改定における料金設定の考え方と同様に、利用者の皆様の御負担への影響も留意した上で、デマンドレスポンスの拡大や将来的な電化の推進といった社会的な要請に応えられますよう、全電圧で基本料金単価を据え置き、電力量料金単価を引き下げることにいたしました。

次に、5スライドです。利用者の御負担への影響について、モデルケースで試算した結果でございます。今回申請いたしました料金①は、基本料金と電力量料金を同程度の引下げ率で設定をした場合の料金の②と比較しても、電気の使われ方によって御負担に大きな差が生じないように留意して設定しております。

最後に6スライドです。冒頭、事務局のほうから御説明ありましたとおり、制限・中止割引の廃止あるいは託送供給に関わる損失率の見直しなど、料金以外の供給条件の見直しを行いますが、詳細につきましては、本日は説明を割愛いたします。

当社からの説明は以上です。ありがとうございました。

○山内座長　ありがとうございました。

それでは、続いて、四国電力送配電・横井様から御説明をお願いいたします。

○横井オブザーバー　四国電力送配電の横井でございます。

お手元の資料3-8の1ページを御覧ください。今回の変更認可申請では、発電側課金が導入されることを踏まえ、発電側料金を新たに設定するとともに、需要側料金の見直しを行いました。また、変更承認を受けた収入の見通しを反映しております。

2ページを御覧ください。平均単価について御説明いたします。変更承認を受けた収入の見通しを発電側及び需要側の電圧別に配分した結果は、下表のとおりでございます。

3ページから5ページには費用配賦に係る参考資料を記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

6 ページにお進みください。発電側料金の設定について御説明いたします。発電側料金単価につきましては、基本料金で回収する費用と電力量料金で回収する費用が等しくなるように設定いたしました。また、系統設備効率化割引を設定しております。具体的な料金単価は下表のとおりでございます。

割引の対象変電所は7 ページに記載しております。

続いて、8 ページを御覧ください。需要側料金単価につきましては、下表の考え方に基づき、基本料金による回収割合が現行料金よりも高まるように設定いたしました。具体的には、発電側課金の導入等に伴う原価の変動分を電力量料金の引下げとして反映し、基本料金単価は据え置きしております。ただし特別高圧につきましては、当該原価の変動分を電力量料金単価のみに反映する場合、電源開発促進税等の電力量に応じて回収する単価を下回ることとなるため、基本料金単価も引下げしております。

主な料金単価は、9 ページに記載のとおりでございます。

料金水準のイメージにつきましては、10 ページを御覧ください。こちらでは電灯標準接続送電サービスの場合を例に、今回申請した料金の水準をお示ししております。今回申請した料金は青色の線で示しており、電気の御利用量にかかわらず現行料金よりも低い水準となっております。

11 ページと12 ページにはモデル料金の影響額について記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

13 ページにお進みください。約款規定の見直しについて御説明いたします。発電側課金に係る規定の追加等の約款規定の見直しを行っております。具体的な見直し内容は、下表のとおりでございます。

以降の参考のページの説明は省略させていただきます。

弊社からは以上となります。

○山内座長 ありがとうございました。

それでは、続いて、九州電力送配電・廣渡様から御説明お願いいたします。

○廣渡オブザーバー 九州電力送配電の廣渡でございます。託送供給等約款の変更認可申請について、資料3-9に沿って御説明いたします。

まず、資料の1 ページを御覧ください。当社は、11月24日に経済産業大臣の承認を受けた託送供給等に係る収入の見通しを踏まえ、来年4月の発電側課金導入に向け、発電側課金に係る料金を新たに設定するとともに、需要側託送料金の見直しを行い、12月1日に託

送供給等約款の変更認可申請を行いました。

2 ページを御覧ください。今回承認を受けた収入の見通し、年平均5,027億円の基となる費用を料金算定規則に基づき、発電側と需要側に配分した結果、発電側は343億円、需要側では、電圧別に特別高圧479億円、高圧で1,224億円、低圧で2,981億円となりました。

3 ページを御覧ください。費用配分の結果、平均単価は発電側で0.43円/kWh、需要側では電圧別に、特別高圧で2.32円/kWh、高圧で4.19円/kWh、低圧で9.34円/kWhとなりました。

4 ページを御覧ください。発電側課金に係る料金は、料金算定規則にのっとり、基本料金と電力量料金で回収する費用が等しくなるように設定しました。需要側託送料金は、固定的な費用が約9割を占める送配電費用の特性や、安定供給の前提となる収入の安定性などを踏まえ、費用の変動影響分を全て電力量料金単価に反映し、基本料金単価を据え置きました。

次の5 ページでは、見直し前後の需要側託送料金のモデル料金を記載しております。

6 ページを御覧ください。国の審議会における整理に基づき、系統設備効率化割引を設定しました。割引A、及び次ページに記載した割引B、ともに需要の多い福岡エリアを中心とした九州北部及び西部に割引対象変電所が多くなっております。

8 ページを御覧ください。審議会の整理内容等を踏まえ、発電側課金の導入に伴う規定追加等の見直しを下表のとおり行いました。

資料の説明は以上でございます。ありがとうございました。

○山内座長 ありがとうございました。

それでは、最後になりますが、沖縄電力・横田様より御説明をお願いいたします。

○横田オブザーバー 沖縄電力の横田でございます。今回、変更認可申請書類の一部に誤りがございましたことを深くおわび申し上げます。申し訳ございませんでした。本日は、申請内容及び申請書類の誤りについて御説明をさせていただきます。

1 スライドをお願いいたします。当社は、2024年4月からの発電側課金制度の導入及び2023年11月24日に経済産業大臣から変更の承認を受けた託送供給等に係る収入の見通しを踏まえ、託送供給等約款の変更認可申請を行いました。申請内容は、1、託送料金原価の整理、2、発電側託送料金単価及び系統設備効率化割引の設定、3、需要側託送料金単価の見直し、4、約款規定の見直しとなります。

2 スライドをお願いいたします。まず、託送料金原価の整理として承認された収入の見通しを、算定規則にのっとり、発電側原価及び需要側原価に整理いたしました。その結果、

発電側原価は年平均で29億円、需要側原価は664億円となりました。平均単価は下表のとおり、需要側については現行から全てマイナスとなっております。

3スライドをお願いいたします。整理した発電側原価を、算定規則にのっとり、発電側託送料金単価を設定いたしました。また、電源の連系変電所等に応じて料金を引き下げる系統設備効率化割引を設定いたしました。

4スライドをお願いいたします。需要側託送料金単価の見直しにつきましては、事業計画を着実に実行するため、基本料金による回収割合を高め、収支安定性の向上を図ることが必要となります。しかしながら物価高騰に直面している状況下においては、低負荷率の事業者や御家庭への影響を踏まえ、基本料金の引上げは段階的に実施することが求められているものと考えております。そのため、期中調整分は期初時点で実績が確定していなかったものであり、期初において低負荷率の事業者や御家庭への影響を考慮して設定した基本料金回収率で基本料金と電力量料金に配分いたしました。

また、発電側課金の影響は、託送料金原価の約7割を占める固定費の一部を電力量料金として回収している現状を踏まえ、電力量料金原価中の固定費から減額いたしました。これにより、基本料金回収率は各電圧でプラスとなります。

5スライドをお願いいたします。各電圧における改定率は、高使用量、平均使用量、低使用量、いずれのケースもマイナスとなります。

6スライドをお願いいたします。6～7スライドは約款規定の見直しについて記載しておりますが、事務局様から御説明がございましたので、説明を割愛させていただきます。

8スライドをお願いいたします。最後に、申請書類について事務局様から御指摘いただきましたとおり、下表の誤りがございました。いずれも作業過程における確認不足となります。今後このような誤りがないよう、これまで以上に慎重な作業及び確認を徹底してまいります。重ねておわび申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

9スライド以降は参考スライドとなります。16～19スライドには、誤りに関する正誤表を記載してございます。

弊社からの説明は以上となります。

○山内座長 どうもありがとうございました。

それでは、今、事務局と一般送配電事業者様から御説明いただいたので、これから先は皆様から御質問等御発言いただきたいというふうに思います。確認ですけど、冒頭、事務局の説明でもありましたとおり、各一般送配電事業者より変更認可申請が出された託送供

給等約款のうち、まず発電側及び需要側への費用配分の問題、2番の発電側課金単価の設定の問題、3番の需要側託送料金のレートメイク、料金メニュー及び料金単価設定、これについてはこの料金制度専門会合において審査を行うということではありますが、4番目、その他の変更内容については、料金制度専門会合にも報告を行いつつ本委員会のほうで審査を行うということではありますが、ここでは皆さんに、これらについてどなたにも御質問、御発言をいただいて構わないというふうに思います。そのように進めたいと思います。御発言の御希望については、Teamsの挙手機能を用いて意思表示をお願いいたします。

それでは、各社に対して複数の委員から御質問される可能性もありますので、一通り御質問あるいは御発言をいただきまして、それから各社からの御回答ということにしたいというふうに思います。時間の関係もありますので、そうしたいと思います。

それでは、いかがでございましょう、どなたか御発言御希望はいらっしゃいますでしょうか。挙手機能でお願いいたします。基本的に各社の認可申請内容については、ルールにのっとり行っているということではあります。その点は事務局のほうで確認をいただいているということとと思いますが、何かございますでしょうか。

今、委員の方いらっしゃいませんので、池田様、どうぞ御発言ください。

○池田オブザーバー 丁寧な御説明ありがとうございました。私からは、託送料金改定の際の対応について、我々需要家対応をしている小売事業者の立場から発言させていただきます。

今回の御説明の内容を踏まえますと、一般送配電事業者各社様から申請されました内容に対しまして、次回以降審査が行われ、発電側と需要側に区分された託送料金単価が確定して、託送料金の単価が変更されることになるかと理解しました。この託送料金単価の変更に際しましては、今後、各社様からお客様、需要家の皆様に対して何らかの周知が行われていくものと推察しておりますが、周知を行っていただく際には、今回の期中変更申請、全体像が変わっているという話、そういった全体像をしっかりと御説明いただければなど考えております。

なぜかと申しますと、今日も御説明ありましたが、例えば、小売を通じた需要家側の託送料金の単価が下がることだけを切り出してPRしてしまいますと、需要家様自身は託送料金が減額になる、つまり自身の電気料金が下がると見誤ってしまう可能性があるのではないかと懸念しております。

また、今日は基本料金従量の話があって、基本料金が変わらないという話もありました

が、発電側課金側に基本料金が乗っかっているということを考えると、それを小売事業者と発電事業者がそのまま適用すると、価格転嫁していくと、そのような基本料金が変わらないという状況にはならないので、このようなミスリードが生じないように、一般送配電事業者各社様から需要家に周知をいただく場合は、繰り返しになりますが、今回の期中変更の申請によって託送料金の総額が若干変更になること、また、先ほどのような区分についてもしっかり御説明いただいて、発電側課金制度の開始によって託送料金が発電側と需要側に区分され、結果として需要家の託送料金単価が、見た目、需要家の見かけの負担が減るということを十分に説明していただければというふうに考えてございます。

私からは以上になります。

○山内座長 ありがとうございます。

ほかにいらっしゃいますか。——特に御発言御希望ないですか。各社の申請についてもですが、まず沖縄電力については次回からということで、これは御確認よろしいですか。——よろしゅうございますか。

それでは、今日は各社からの変更認可申請内容について御説明をいただいたということでありまして、特にこれについて異論はなかったというふうに思いますので、事務局の案のとおり、次回以降、審査を進めていただくということにしたいと思います。

沖縄については、今申し上げましたけれども申請書類の不備ということでありまして、不備を指摘した箇所以外については本委員会後において審査を進めることといたしまして、この不備については、沖縄電力から補正申請がなされた後に、本委員会での整理を踏まえて本専門会合で審査を行う、こういう段取りにしたいというふうに思います。どうもありがとうございました。

それでは、2番目の議題に移りたいと思います。2番目の議題は、「一般送配電事業者10社の託送供給等約款の変更認可申請に係る『国民の声』の取扱いについて」であります。これについて、事務局から御説明をお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長 それでは、参考資料2について御説明します。

これは資源エネルギー庁が行っている「国民の声」の募集でありまして、収入の見通しの変更のときにも行いましたが、託送供給等約款の変更認可申請に当たっても「国民の声」を募集するというものです。

意見募集期間は12月1日から来年の1月4日までとなっておりまして、提出先は資源エネルギー庁になります。電力・ガス事業部の電力産業・市場室宛てになります。

ということで、以上、御報告いたします。

○山内座長　　ありがとうございました。

本件は報告ということですので、事務局からの説明のとおり進めていただくようお願いしたいというふうに思います。

2つの議題が終わりました。本日予定していた議事は以上ということになります。

それでは、以降の進行については事務局でお願いしたいと思います。

○鍋島NW事業監視課長　　山内座長、ありがとうございました。

本日の議事録につきましては、案ができ次第送付させていただきますので、御確認のほどよろしく願いいたします。

次回開催につきましては、追って事務局から御連絡いたします。

それでは、第51回料金制度専門会合はこれにて終了といたします。本日はありがとうございました。

——了——